

No.	検討項目	あるべき姿	他部会からの意見
1	議会の役割	<p>① 市民の意見を良く聞き、市民生活の安定、安心のための政策決定をする。</p> <p>② 市の監視と評価はもとより、予算、決算を厳格な審査をもとに、税金の使い方を決め実行させる。</p>	
2	議員の役割	市民の意見を広く聞き政策の提案をおこなう。	
3	議会の責務	<p>① 予算、決算、政策の議論の場であり、しっかりした監視、監督をおこなう。</p> <p>② 議会としての説明責任と情報公開の徹底を図る。</p>	
4	議員の責務	<p>① 市民の立場で行動し、議員自ら研修研鑽を積む。</p> <p>② 広く市民等の声を聴き政策の立案、議会の運営に反映させる。</p>	
5	議会に対する評価	市民による第3の機関を立ち上げる。 → 要検討	
6	議会の政策立案	<p>① 議員は施策を立案するときは、良く研究、研鑽を行い、市民に対して立案内容を広く公表する。</p> <p>② 議員は行政に対し、企画段階から行政に各資料等の提出を求め、行政は提出するよう義務化する。</p>	
7	議会活動の説明責任や情報公開	<p>① 市民へわかりやすく説明する。</p> <p>② 市民に対して活動報告会を開く。</p> <p>③ 議会質疑の早い段階で質問内容等情報公開する。</p>	
8	議会と市民との協働	<p>① 市民は議会や、常任委員会等の会議には会議のおり傍聴に積極的参加すべき。</p> <p>② 市民は議員に対しもっと積極的に自分の考えを述べる</p> <p>③ 議会は市民との意見交換をおこなう。</p>	
9	市の役割	市民の安全、安心な暮らしを守り生活、福祉の向上をさせる。	
10	市長の役割	<p>① 公僕として市民の意見を収集し、議会との調整、職員の統括を行い市の政策を決定し実行する。</p> <p>② 市の政策を決定し、市は議会に上程し可決事項を実行する。</p>	

No.	検討項目	あるべき姿	他部会からの意見
		* 公僕とは:社会に奉仕する人の意味から「公務員=全体の奉仕者」のこと	
11	市職員の役割	公僕として常に情報収集に努め、政策の立案、事業の分析、評価を行う。	
12	市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民生活の安定、安心のための政策決定をする。 ② 情報公開をする。 ③ 市民に対しての説明責任 ④ 市民が参加しやすい環境整備等 	
13	市長の責務	<ul style="list-style-type: none"> ① 市長は、強いリーダーシップを発揮し、責任をもって効率的、適正な行政運営を行う。 ② 職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努める。 	
	市職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ① 公僕として誠実、公正且つ効率的に職務を遂行する、 ② 職務にあたっては法令等を遵守する。 ③ 業務に精通し、忠実であるとともに市民に対し公平に対応する。 	
14	* 市民（責務）	<ul style="list-style-type: none"> ① 責任を持って市長を選ぶ ② 行政の悪いところを直す。 ③ 自治基本条例や法令を遵守する。 ④ 鹿沼のまちづくりの主体は市民である事を自覚し、行政の事業や政策に積極的に参画し、その実行に自らも出席し係わりを持つ。 ⑤ 行政の行う説明会や議会で行う公聴会に出席し、ある時は発言し、傍聴する。 	
15	行政の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の権利利益を保護するものであるから、公平公正かつ透明性が確保されなければならない。 ② 手続き方法は、簡素で且つ適宜に行われなければならない。 	
16	行政に対する評価のやり方	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内部による「自己評価」と、事業仕分けや、政策評価委員会委員等による評価がある。 	

No.	検討項目	あるべき姿	他部会からの意見
		② 市民参加の採用を検討 ③ 評価の公表	
17	予算編成の仕方	NO17 ① 総合計画を踏まえての予算編成。 ② 財政事情を考慮する。 ③ 市民へ情報提供する ④ 優先順位を明らかにする。	
18	予算の使い方		
19	決算についての評価	NO18 ① 予算の執行計画を定める ② 会計原則の遵守 ③ 適正且つ効率的に執行する。 ④ 市民が市の予算、決算書を見て市民案の予算書を作り提出する(八王子方式) NO19 ① 財務諸表の公表（広報かぬまで公表） ② 評価に役立つような決算書類の作成 ③ 市民に分かりやすい説明が必要	
20	意見・要望・苦情に対する対応	① 市は、市民から意見、要望等があった場合、事実関係を良く調査し速やかに処理(対応)する。 ② 市民が受けける不利益に対する救済体制の整備を図る。	
21	基本構想	① 総合計画を策定する場合は、広く市民の参加を得て策定する。又、必要に応じ改廃が生じた時は、議会の承認を得て策定する。	
22	基本計画	② 総合計画に関する情報を市民に公表する。 ③ 新たな行政需要にも対応出来るように。	
23	監査	① 内部監査、外部監査ともに適正な監査を実施し、その結果を市民に公表する。 ② 外部監査は、市民が加わった民間組織による監査が望ましい。	
24	内部告発(公益通報)	① 市職員が適正且つ公正な業務執行が行われず、行政執行を妨げ、市民の信頼を損なうような行為を知ったときは、内部担当部署に通報する。	

No.	検討項目	あるべき姿	他部会からの意見
		② 通報者はそれを理由に不利益をこうむることのないようにする。	
25	事業仕分	<p>① 評価したものは市民に公表し、翌年度の予算に反映させる。 見直しの項目については、翌年度どのように改善されたかを公表する。</p> <p>② 毎年継続して行うべきである。</p> <p>③ 費用をかけてまで外部に依頼して実施することであろうか。 事業仕分けは、議員が役割をしっかり仕事をすれば必要ない。</p> <p>* ②と③は今後の検討課題とする。</p>	